

2008年3月24日

大阪府労働委員会  
会長 高階 叙男 様

申立人 所在地 大阪府中央区北浜東1-17  
日本ワードデータビル8階  
名称 大阪教育合同労働組合  
代表者 執行委員長 山下恒生

### 不当労働行為救済申立書

労働組合法第7条第1号・第2号・第3号違反について、労働委員会規則第32条により次のとおり申し立てる。

#### 1. 被申立人

所在地 大阪府天王寺区生玉寺町7番72号  
名称 学校法人大阪夕陽丘学園  
代表者 理事長 田中英俊

#### 2. 請求する救済の内容

- (1) 被申立人は、申立人組合員寺田智英の懲戒解雇処分および同Mの懲戒減給処分を撤回せよ。
- (2) 被申立人は、申立人の2007年11月29日付「組合加入・支部結成通知及び要請書」記載の団体交渉に、誠実に応じよ。
- (3) 被申立人は、申立人組合との団交で確認した事項を履行せよ。
- (4) 被申立人は組合及び組合員を誹謗する文書を配布したことを謝罪せよ。
- (5) 被申立人は、組合員への差別対応を謝罪せよ。
- (6) 被申立人は、縦1メートル、横2メートル以上の白色木板に、下記の通り楷書で明瞭に墨書して、大阪夕陽丘学園高等学校正門前の見やすい場所に1週間掲示せよ。

記

年 月 日

大阪教育合同労働組合  
執行委員長 山下恒生 様  
同 大阪夕陽丘学園支部  
支部長 M 様

学校法人大阪夕陽丘学園

理事長 田中英俊  
大阪夕陽丘学園高等学校  
校長 上田武男

### 陳 謝 文

私どもは、2007年12月4日付で貴労組組合員の寺田智英を懲戒解雇、またMを減給処分にいたしました。これらの懲戒処分は、十分な調査を行うことなく、また公正な判断に基づくことなく、両名が貴労組に加入したことを嫌悪して行ったものです。また、この懲戒処分に対しては、教職員・生徒・保護者・卒業生・学園関係者の多くが異議を唱えて寺田の懲戒解雇の取消を求めたにもかかわらず、これを無視して処分を強行しました。さらに、職員室にある寺田の机をガムテープで縛り付け「使用禁止」の張り紙を添付するなど人権を侵害する行為も行いました。

また、貴労組から申し入れられた団交においては回答をコロコロと変えて誠実団交義務を果たさず、団交で再三にわたって合意したことをFAX1枚で反故にすることも行いました。さらに貴組及び組合員を誹謗する文書を保護者に配布して信頼を失わせる行為を行いました。

こうした行為は、労働組合法第7条第1号・第2号・第3号に違反する不当労働行為であります。

上記の行為につき、深く反省し謝罪するとともに、今後はこのような行為をいっさい行わないことを約束します。

以 上

## 3. 不当労働行為を構成する具体的事実

### (1) 当事者

申立人大阪教育合同労働組合（以下、「組合」）は、1989年11月23日に主に教育に係る労働者で結成された労働組合である。被申立人に雇用される教職員で大阪夕陽丘学園支部を作っており組合員は3名である。

被申立人学校法人大阪夕陽丘学園（以下、「被申立人」あるいは「学園」）は、1947年に設立された学校法人で、大阪夕陽丘学園短期大学、大阪夕陽丘学園高等学校（以下、「高校」）を設置して運営している。

### (2) 本件不当労働行為に至る経過（背景）

2007年11月27日、上田武男高校校長（以下、「上田」）が書道部の顧問をしている寺田智英（以下「寺田」）及び M （以下、「M」）を呼び出し、書道部合宿費用の請求方法に不正があるとしていきなり事情聴取を始めた。事情聴取はそれぞれ15

分程度であった。寺田およびM はいきなりの事情聴取であったため、記憶を呼び起こすこともできないまま、曖昧な返答を行った。事情聴取の結果、上田は寺田およびM に「業務上横領」であると告げた。翌日にも上田は寺田から10分程度の事情聴取を行い、懲罰委員会にかけると告げた。

2007年11月29日、寺田及びM は組合を訪ね、上記事情聴取について相談を行った。相談の結果、両名は組合に加入して支部を結成し団交を申し入れることとした。両名の協議によりM が支部長に選出された。そこで直ちに、「組合加入・支部結成通知及び要請書」(甲第1号証)を作成し、その足で被申立人を訪れ、岡田幸雄常務理事(以下、「岡田」)に手渡した。

組合は、理事会から団交応諾の返事が来るのを待った。

ところが、同年12月4日正午過ぎ、上田は寺田を呼びつけ、「理事長に代わって理事会を代表して」と発言して「懲戒免職(解雇)書」(甲第2号証)を渡した。そして、「すぐに帰れ」「もう来なくて良い」と言って、即時解雇を行った。また、同様にM に対しては「懲戒(減給)通知」(甲第3号証)を手渡した。

組合は、組合員の労働条件の変更についての事前協議を団交事項として団交を申し入れたにもかかわらず、団交応諾の返事もすることなく、一方的に解雇や減給という重大な労働条件の変更を行った理事会に対して抗議を行うために、同日17時に山下恒生執行委員長(以下、「山下」)が岡田常務理事を訪ねた。

組合が団交を開くことなく解雇等を行ったことを抗議すると、岡田は団交を12月6日に行うことに合意した。そこで、組合が団交で結論が出るまでは解雇等の処分を保留するように求めると、これについては岡田は検討すると答えた。また、組合が解雇処分が取り消せないのなら就労闘争に入らざるを得ないので、解雇処分を保留にするかについての検討を行う間は、寺田を自宅待機にすべきであると申し入れた。これに対して、岡田は寺田を自宅待機とすることに同意した。同日夜、岡田から寺田に自宅待機の命令が出された。

同年12月6日、第1回団交が開かれた。理事会側出席者は田中理事長をはじめとして6名であった。組合側出席者は山下をはじめとして10数名であった。組合は別組合である大阪夕陽丘学園労働組合(以下、「夕陽丘労組」)組合員の団交出席を求めたためであった。

団交において、組合は懲戒解雇の理由をただした。理事会は、書道部合宿に絡んでPTAから施設費名目で経費を詐取したことが理由であると答えた。そこで組合は、PTAに請求した費用を私的に流用したのなら別だがクラブ活動に使用したのであるから詐取にならない、解雇理由が客観的合理性を欠き社会通念上相当性がないと追及した。すると、理事会はクラブ活動に使用したことを証明できないと考えていると答えた。しかし、校長は事情聴取においてクラブ活動に使用したことを証明する機会を

与えていなかったことを認めた。またM は会計担当として金銭出納ノートを作成していることを校長に伝えたが、校長はノートを調査しなかったことも認めた。その上で校長は「クラブに使ったとしても詐取と認識している」と答えた。常務理事や理事長にはノートの存在が知らされていなかった。

次に組合は、PTAへの請求が過去10年にわたって行われてきたことから、そのことが慣行となっており、使用者の責任も存在することを追及した。この間において寺田はクラブ顧問であったが会計は別の顧問が行っており、またM が顧問となったのは2006年度からであることから、PTAへの経費請求の経緯についての調査が十分でないことを指摘した。その上で組合は、処分は拙速であり内容も吟味されていないから、処分を差し戻すように求めた。これに対して理事会は、差し戻すことについての答えはすぐに出せないが、ノートを見せてもらい再度調査を行うと答えた。理事長は、「ここは異常な世界だ。私文書を偽造して、改ざんして、費用を手に入れることは教師として問題だ。刑法にも違反することだ。今回は内部告発があったから分かった」と発言した。

団交の最後に寺田の処遇について協議が行われ、あらためて自宅待機が確認された。

同年12月7日、岡田および上田はM から金銭出納ノートの説明を受けた。岡田は、金銭出納ノートを作成することになった動機を聞いたので、前任者の顧問（以下、「A」）からの引き継ぎがなかったため、寺田と相談して金銭出納ノートをつけることにしたと答えた。岡田および上田はA顧問およびさらにその前任者であるI（以下、「I」）についても調べる必要があると述べた。

同年12月8日、森智高校教頭は寺田に生徒の成績処理を行うように命じた。寺田は解雇の撤回であるかと上田に確認したが、上田は撤回ではないと答えた。

同年12月10日、寺田は成績処理を行うためには、生徒への連絡あるいは高校に出向くことが必要だが、寺田が行って良いのかと、上田に問い合わせると、上田は「成績処理はしっかりやってほしい」と答えた。そこで、寺田は翌日11日～13日は高校に出勤して成績処理を行った。また、12月12日付で入試委員会委員長として森教頭名で、寺田宛に12月19日の「第5回入試委員会招請状」が配布され、入試委員会への出席を求めてきた。

同年12月15日、第2回団交が行われた。これに先立って理事会は、組合側出席者を組合3役および支部組合員に限定することを要請してきた。組合は、団交出席者制限は組合自治の侵害であると答えたが、団交を円滑に進めるために、理事会の要請を受け入れた。

そこで、理事会側は前回と同じ者が団交に出席し、組合側は組合3役と支部組合員が出席した。なお、団交会場のドアを開けたままで団交を行うことで、廊下では夕陽丘労組の組合員らが団交を傍聴することとした。

団交において、前回団交で確認された調査結果が理事会から報告された。理事会は、この2年間の会計ノート調べたが処分の結果を変えるものはなかった、それ以前は帳簿もないので、処分は変えないと答えた。

団交で明らかになった理事会の調査結果の概要は次の通りであった。

会計ノートについては、2006年（平成18年）と2007年（19年）2年間分がまとめてフロッピーで保存されているのを見たが、フロッピーの分析まではしていない。

この2年間はそれぞれPTAに8万円請求してる。それ以前については、2003年（15年）は3万円、2004年（16年）4万円、2005年（17年）4万7千円の請求があった。請求が始まったのが1999年（11年）ごろであるが2003年以前については金額が分からない。

そこで組合は、2006年、2007年の会計ノートからPTA施設費の使用目的がクラブ活動であったことが判明したのではないかと追及した。しかし、理事会はフロッピーなので分からない、金が全てクラブに回ったかを証明するものはなかった、私的に使ったのか教育に使ったのかの証拠は何もない、またノートではなくフロッピーであったこと、それ以前は帳面もないので分からない、これらのことから施設費の使い途によって処分を変えることにはならないと答えた。

組合は、PTA施設費の詐取ということであれば、PTAはこのことをどう考えているのかを問いただした。上田は、PTA会長に対して、事情聴取の実態や、事件の事実経過を説明するのではなく、自らの主観に基づいて「寺田が詐欺罪に相当する行為を行った」と説明したところ、PTA会長からは「それなら罪は重いですね」と言われたことを明らかにした。それに対し組合は、理解の誘導であると抗議した。

そこで、組合は、PTA施設費の請求に問題があったのなら、PTAが問題にすべきであり、理事会や学校が処分することは越権行為であると追及したが、PTAから言われなくても理事会や学校は動くべきであり、PTA施設費を詐取したことが問題であると答えた。

なお、組合は後日PTA会長に真意を伺った。それによると「PTAとしてはこの件について、学校側にも教員側にもつかない。今回の件は学校の判断にまかせたい。寺田先生が会計から最も遠い立場であり、指示や着服もしていないことはわかっている。おそらく長年の顧問の責任として処分されたと理解している。しかし長い間の学校側のチェック機能が働いてこなかったことについては、その対処と責任を学校側に求めた。次の役員さんにこの問題を引き継ぐのもどうかと思うし、学校の評判が落ちることを心配している。またPTAのお金が子どものために使われたことについては問題にするつもりはない」ということであった。

このように理事会はPTA施設費をどう使ったかではなく、詐取したことが解雇理由であると答えたので、組合は詐取したのは誰かについて追及した。すると上田は、

今年と去年は寺田が指示をした、それ以前はI が寺田と相談した、Aについてはどうしたかを調査していない、と答えた。そしてAはAの責任で請求して詐取したのではないかと質問すると、「Aは、お金を寺田に渡したと言っている」と答えて、Aが請求・詐取したことは認めた。

組合の調査によれば、1999年（平成11年）頃から施設費を請求するようになったのは、I が顧問会計の時に生徒の合宿費用が予定より高かついたため、PTA施設費を請求して、その足りない分を補填するようにしたことがはじめてであった。しかし、Aが会計顧問をしていた2003年（平成15年）からどのような請求を行ったかは定かではないが、余剰金が生まれるようになり、それをAが、「クラブ活動費用を立て替えているから、それに使ってくれればよい」と寺田に渡したのであった。

こうしたことから、Aが請求・詐取したことは間違いなく、寺田に渡したかどうかという使い途は関係ないとすれば、寺田はえん罪であると組合は追及した。すると理事会は、「自分たちは法律の素人であるから、法律家の意見を聞かないと答えられない」と答えた。

また理事会は、寺田が主顧問であり会計顧問は副顧問であるから、寺田に詐取の責任があると言い始めたが、組合が顧問間に主も副もなく上下関係もないことを指摘すると、上田は上下関係がないことを認めた。

そして書道部顧問として4名が請求にかかわっている中で、寺田が解雇、M が減給処分となり、2003年～2005年に請求・詐取を行ったAについて解雇や減給処分がなかったことについて、理事長は「自発的に申告」があったから寺田やM とは事情が異なると答えた。

組合は、密告者はおとがめなしで、詐取をしていない寺田が解雇されるのはおかしいことをあらためて追及した。その結果、理事会は専門的な話が出てきたから、的確に答えられないので整理したいとして、次回団交に継続することを提案してきた。組合は、十分な検討をするように要請した。

なお、団交の最後に理事会は寺田の処遇について自宅待機を取り消したいとの意向を示したが、交渉の結果、「解雇処分を行ったが、効力の発揮については団交の決着がつくまでのばす」ことで合意した。

同年12月17日、I が組合に加入した。その後、I の組合加入についてM から岡田に通知した。

同年12月18日、理事会岡田名にて組合にFAXが送付され、寺田は解雇済みであるから自宅待機を撤回すると通知されてきた（甲第4号証）。

同日、組合は理事会に対して、上記FAX通知に抗議してこれを撤回することおよび団交合意事項を遵守することを申し入れた（甲第5号証）。

しかし、翌19日、理事会は上記FAXを撤回しないことを回答してきた（甲第6号

証)。

翌20日、組合は理事会に早期に団交を再開するように求めたが、理事会は団交で決着がつくとは思えないなどと答えた。

そこで翌21日、組合は理事会の上記FAX回答(甲第6号証)に対して、「抗議及び争議通告書」を送付して、争議に突入することを通告した(甲第7号証)。

すると同日、理事会は岡田名にて、翌年1月11日以降に、人数制限・時間制限をした上で団交に応じるとの返事を行ってきた(甲第8号証)。

同年12月25日、組合は寺田の就労闘争を開始した。しかし、理事会は就労を認めず、警備員を増強して寺田の就労を阻止した。

この日以降今日まで、寺田は基本的に毎日就労闘争を継続している。

同年12月26日、上田は寺田が担任をしていた3年4組の保護者宛に「担任交代のお知らせとお詫び」(甲第9号証)と題する文書を郵送した。しかしその文書では、寺田が都合で退職したので生徒の進路決定の大事なときに迷惑をかけるなどという虚偽の報告を行った。

2008年1月8日、組合は夕陽丘労組と連名で高校教職員及び保護者を対象として、解雇の不当性を訴えるピラ(甲第10号証)の配布行動を高校門前で行った。この日、多くの生徒から寺田を支援する意思が表明された。

同年1月12日、第3回団交が行われた。

団交にあたり、理事会は団交会場のドアを閉めたため、廊下での傍聴もできなかった。

冒頭、組合は団交合意事項である寺田の自宅待機について理事会が一方向的に破棄したことに抗議した。

次に、理事会の検討結果が次のとおり明らかにされた。

1つ目として、寺田と他の顧問との処分の差については、寺田が主導的役割を果たし、他の顧問はサブ的な役割を果たしてきたと判断したからである。2つ目は、前任顧問の行為も明らかに不正であるが、金銭は寺田に渡っている、しかも寺田は、不正に取得した金銭であることを知っておる、利得を得たのは寺田であると、こういうことからAと寺田とは処分が異なる。3つ目は、M教諭と他の顧問、特にAとの処分の違いは、AはPTA会費から不正に受け取りこの詐取行為に荷担しておると言うことだが、現金を封筒に入れたまま寺田に渡したので利得が無い、また寺田の代行的な役割を果たしたに過ぎないと判断できる、しかしMは寺田の指示があったとはいえ、寺田と共謀してPTA会費より不正に受け取った、使い道については明らかでなく、不正への関与が大きいからである。4つ目は、PTA会費を不正に取得したのであって被害者はPTAであるという点だが、被害者が誰であろうと詐取したことが、我が校の教員としてあるまじき行為であるということである。5つ目は、事実確認の

調査が十分行われていないと言う点であるが、11月6日にAから不正請求の報告謝罪があったことを受けて、合宿した旅館を調査したり、事情聴取しPTA会費からの詐取事実を十分に確認し、本人達の関わりも確認できたから判断した。処分をした後で、使い道だとかいろんな問題も出てきたが、特に18・19年度の会計ノートについては、80,000円の収入の記載があったが、これが当該の80,000円かどうかは判断できない。ということから、当初の結論がこれによって変わる状況ではないと判断した。

この回答に対して組合はまず、解雇理由が異なってきたことを指摘した。すなわち、解雇理由書では寺田がPTA会費を詐取したとしているが、今回の回答では寺田が主導的役割を果たしたから解雇だと変わっていることを追及した。理事会は、18・19年度は寺田とMが共謀して詐取したと回答したが、この2年間はMがPTA会費を受領してクラブ会計に戻入したのだから、詐取というのであれば寺田ではなくMということになる、と組合が追及すると、寺田が指示をしたから詐取をしたことになる、と無茶苦茶な言い逃れを行った。

また、Aが顧問時代には寺田はPTA会費請求に全く関与しておらず、Aが一人で請求していたにもかかわらず、解雇理由では寺田が詐取したとなっていることを追及すると、Aが収納した施設費を全額寺田に渡したから寺田が詐取したことになるかと答えた。寺田に全額渡されたのかと聞くと、Aがそう言っている、として十分な調査をしていないことを認めた。

組合が、Iが顧問時代には生徒の宿泊費の補助としてPTA施設費が全額充当されていたが、Aの顧問時代から生徒宿泊費を超えてPTA施設費を請求し始めたことから、詐取というのであればAが中心的役割を果たしたことになる、と追及すると、Aは旅館の女将の言うままに請求したに過ぎない、として施設費請求を女将が行ったかのようにしてAの責任を不問にするのであった。また理事会は、I顧問時代のPTA施設費は、生徒の宿泊費に充当されていたといえないなどと言い始めた。さらに、18・19年度に会計ノートが作成されたのは不自然だ、とも言い出した。

PTA会費にかかわることなので、PTA会長の意見がどうなのかを尋ねると、理事会からの報告を受けて、PTAのお金でもめているのは心穏やかでないとは言われているが、特に反応はない、という返事であった。他方、組合がPTA会長と話した際には、「PTAとしては学校側にも教員側にもつかない、今回の件は学校の判断に任せたいと言っている。寺田先生が会計から最も遠い立場であり、指示や着服もしていないことはわかっている。長年の顧問の責任として処分されたと理解している。しかし長い間の学校側のチェック機能が働いていなかったことについては対処を学校側に求めた。次の役員さんにこの問題を引き継ぐのもどうかと思うし、学校の評判が落ちることを心配しているということだった。またPTAのお金が子どものために使われたことについては問題にするつもりはない」と言われたことを紹介した。しかし、理

事会はPTA会長の話は関係ないという態度であった。

十分な調査が行われていないとの組合の追及に対して、理事会は、12月4日以降の調査によって出てきた事実はあるが、処分を変えるものではない、18・19年度の施設費各80,000円がノートに記載されているが、この80,000円が施設費はどうか分からないなどと言い、客観的な調査を行う気持ちがないことを明らかにした。

このように、解雇理由をコロコロ変更したり、組合の質問にも誠実に回答することなく団交が推移したため、組合はこのままでは争議が拡大するばかりであるから、話し合いで問題を解決するべきであると要求した。具体的には、Aが2007年12月4日に、I が病休あけの2008年1月9日に、それぞれ口頭による「厳重注意」処分を受けた事実があったことから、寺田を含めてPTA施設費請求にかかわった4名の顧問を公平に処分すべきで、全員を「厳重注意」処分にする、という解決案を提案した。

理事会は、組合の提案を検討するとして、団交を終えた。

同年1月24日、理事会は全保護者に手紙を送付して、組合がビラまきなどをして心配をかけている、寺田たちが組合に駆け込んだ、などと組合を誹謗する文書を配布した(甲第11号証)。

この頃から、寺田の解雇に関して説明もしない学校に対して疑問を抱き始めた生徒たちが「寺田先生を辞めさせないで下さい」という署名(甲第12号証)を集め始めた。署名は全校生徒の4分の3にあたる813名から集まり、同年1月30日に上田に手渡されたが、上田は「誰が煽動しているのか」と聞くばかりでまともな対応を行わなかった。そこで生徒たちはこのことをビラにして全校生徒に配布した(甲第13号証)。しかし、上田は、生徒からビラを回収する始末であった。生徒たちは、学校の対応が間違っていると、「学園更正委員会」をつくり、学校の正常化の運動を始めている。

同年2月6日、書道部の卒業生たちも嘆願書を校長に提出した。

同日、教職員の過半数にあたる53名分の解雇撤回を求める署名が校長・理事長へ提出された。

保護者の間では学校の対応に不満が噴出し、数名が2月7日には学校へ抗議の訴えが行われた。これに応じて学校は、2月23日に説明会を開催した(甲第14号証)が、生徒を入場させなかったため、保護者から異論がでて入場を認めることとなった。また保護者には質問に限り、意見交換を認めなかった。書道部卒業生には一切質問をさせなかった。説明会では、発言したほとんどの保護者が学校の対応を問題として、解雇までは行き過ぎとの声が上がった。理事長は組合との協議で早期解決をはかりたいと表明したが、上田は司法の判断に委ねたいと答弁した。説明会の持ち方、進行、回答のはぐらかしなどで、保護者には不満が鬱積した。

この間、組合は中断している団交を開催するように求めたが、対応した岡田は「しないとあかんと思うが、入試などがあって忙しい」としてなかなか団交を開かなかつ

た。

そしてようやく、同年2月21日、第4回団交が開かれた。

団交で理事会は、前回組合が提案した4名の顧問の公平な処分に対して、寺田の解雇の撤回はあり得ないと回答した。

組合は、詐取の事実がないことなど再度、解雇の不当性を訴えたが、理事会は聞く耳を持たなかった。そこで、団交で問題を解決するために、組合から4名の一律公平な処分ではなく、処分の幅を持たせることで、解雇撤回を認めるように提案した。理事会は、持ち帰って検討することとなった。

理事会は検討の結果、処分の幅について、岡田と山下が折衝を行うことを回答してきた。

同年2月28日、山下と岡田の折衝が行われた。山下は、寺田の復職を前提に組合の譲れる線を提案した。岡田は、提案を理事会に持ち帰ると答えた。

同年3月7日、岡田は電話で山下に連絡をしてきて、復職要求には応じられないと答えた。山下は、その回答は残念であるが、団交で回答するように求めた。しかし、岡田は、「団交を行っても一緒だ、裁判でも何でもやってくれ」と団交開催を拒否した。

理事会は団交開催を拒否したまま、本日現在も団交に応じていない。

### (3) 本件不当労働行為にかかる具体的事実

甲第1号証及び2号証のとおり、被申立人は寺田、M に対してそれぞれ解雇、減給処分を行った。しかし、上記(2)に記載した団交経過から明らかなのとおり、処分にいたる調査は杜撰であり、また解雇理由も団交を経る度に次々と変わった。さらに、寺田の解雇理由は客観的合理性及び社会的相当性を欠くところである。このように、被申立人が寺田及びM に対して行った処分は、甲第11号証に如実に顕れているように、両名の組合加入を嫌悪して行われたものである。したがって、組合員に対するこのような解雇及び減給処分は組合加入を理由とした不利益取扱であり、労働組合法第7条第1号に違反する不当労働行為である。

上記(2)のとおり、被申立人は団交で解雇理由をコロコロと変えていき、組合の質問や追及から逃げ回った。また、問題解決に向けての組合からの譲歩案を真剣に検討することなく、寺田の解雇を撤回しなかった。さらに、組合が団交の継続を求めたことに対しても、「裁判でも何でもやってくれ」と答えて、団交を打ち切った。こうした行為は、誠実団交義務を果たすものではなく、労働組合法第7条第2号に違反する不当労働行為である。

上記(2) のとおり、被申立人は団交合意事項である寺田の自宅待機処遇をFAX1枚で一方向的に破棄した。また上記(2) のとおり、被申立人は、別組合員

には嚴重注意処分としていながら、組合加入を通知した組合員 2 名には解雇及び減給処分とする組合差別を行った。さらに、上記( 2 ) のとおり、被申立人は生徒の保護者に対して寺田たちが組合に加入してビラまきなどをして迷惑をかけているなどという文書を配布して、寺田組合員たちを誹謗して保護者への信頼を失墜させることを行った。こうした被申立人の行為は、組合弱体化を企図した支配介入であり、労働組合法第 7 条第 3 号に違反する不当労働行為である。

#### 4 . 結語

以上の通り、被申立人は組合員への不利益取扱、団交拒否、そして組合差別や弱体化を狙った行為を行っている。こうした被申立人の行為には、生徒・保護者・卒業生・学校関係者の多くが異議を唱えており、猛省を促している。にもかかわらず、被申立人は「裁判も何でもやってくれ」と開き直り、自ら問題を解決する姿勢を持っていない。

こうした被申立人には早期の不当労働行為救済命令をもって、使用者としての自覚を覚醒させていただきたい。

以 上